

★ 羅針盤 No.97

★ 待ち焦れた春の代名詞 桜。東京での開花宣言は3月17日でした。平年より9日早く、昨年より4日早い開花でした。1953年以来、最も早い開花となった2002年と2013年の3月16日に次ぐ早さとなり、関東でもいよいよ桜の季節。と思ったら24日には満開、月末には葉桜となり、あっという間に東京の桜の季節が終わりました。今は遅咲きの八重桜が頑張っていますが、開花予想を立てて「さくらまつり」を企画していた町々の落胆を尻目に桜前線はどんどん北上しています。GWには津軽海峡を渡ってしまおう。『さくら』といえば4月新学期の小学校の入学式と結びつくイメージですが、温暖化傾向の気象の変化はそんな思いは聞いてくれないようですね。台風一過の晴天は良いですが、桜一過は残念でもったいないことです。

* 4月、新年度のスタートです。新入学、新入社員の皆様は夫々新しい世界へ胸を膨らませていることでしょう。夢の実現へ向かって頑張ってください。

* 一方で新年度は、例年に無く身の回りのものの値上げラッシュが続いています。宅配業者の値上げを追いかけて「ゆうぱく」が、秋にはタバコの値上げも予定されています。小麦粉やビールが値上げになれば、それを使う外食産業にも影響が出ます。家計の事業計画も見直しが必要でしょう。

* 東港金属株式会社は非鉄・スクラップの買取り、産業廃棄物処理を「いつでも」お受け致します。身近なリサイクルパートナーとしてお気軽にご相談ください。



東港金属株式会社
 東京都大田区京浜島2-20-4
 電話 03-3790-1751
 URL <https://www.tokometal.co.jp/>
 (見学受付)
 電話03-3790-1751 又は 各営業担当

★ 羅針盤

鉄・非鉄スクラップ・市況からの4月予測

営業部 Y の考察



- 鉄スクラップ → 考察) 3月は、指標となる東京製鉄は36,000円/トンでスタートし、輸出価格上昇と共に上げに転じ、30日時点で37,500円/トン まで上昇。しかし、31日には1,000円/トン下がり最終的には36,500円/トン。4月も輸出価格が下がっているため連休前まではこの状況は続くと思います。
- 銅 → 考察) 3月はLME6,900ドル/トン、国内銅建値780,000円/トンでスタート。一次LME7,000ドル/トン回復の兆しがありましたが、最終的には、LME6,740ドル/トン、国内銅建値760,000円/トンまで下がりました。4月に関しては、米国の鉄鋼・アルミの高関税を課すとの発表に対して中国報復的関税適用の発表により、更に下がると思われます
- アルミ → 考察) 3月は、LME2,130ドル/トンでスタートし最終的には、2,005ドル/トンまで下がりました。4月に関しては、3月後半から輸入塊価格の低迷が続いており、2次合金価格の状況から見ても上物・裾物共に下がると思われます
- プラスチック → 考察) 産廃プラの売却は殆どなくなり、処分場で手をかけて選別し売却するメリットが無くなり、さらに格安のRPF向けのプラも受入基準が厳しくなり、しかも受入制限も出てきています。今後は焼却場の依存が重要になり、格安処分費を追い求めるよりは処分場の確保が重要になるでしょう。

3月予測の自己評価

| | | | |
|--------|-----------------------|--------|-----------------------|
| 鉄スクラップ | <input type="radio"/> | アルミ | <input type="radio"/> |
| 銅 | <input type="radio"/> | プラスチック | <input type="radio"/> |

★ 羅針盤 産業廃棄物の排出事業者の責任とは (チェックリストで確認できます)



グラフィックデザイナーの現実

営業部 金野 徹

前回はデザイン業界に入った経緯や、その仕事内容を書かせていただきました。どの業界でも言えることですが、良い事だけではありません。サラリーマンにはそれぞれ苦悩があると思います。今回はグラフィックデザイナー業界を離れた経緯など紹介させていただきます。

グラフィックデザインという聞こえはいいのですが、「デザイン」という目に見えない作業のため、広告主や消費者の方には業務内容や仕事量がわからないかもしれません。

実作業はかなり地味で過酷です。その上、昼も夜も無い様な業務形態で、帰宅は日付が変わってからで休みは日曜のみが基本という感覚でした(私個人の意見です)。スーパーの広告は基本的には各店舗の店長さんのチェックが入ります。イベントや周年祭など、店舗ごとに違う場合、別データで作成したり、部分的な差し替えて調整したりします。店長さんは日中の店頭業務の合間にチェックするために、必然的にデザイン調整・商品の追加など変更点は、夜の作業になります。夕方にサラリーマンが国分町(仙台市の繁華街)のネオン街に向かう中、コンビニで夕飯を買いに街の中を逆行して歩く劣等感を味わいながら、ノイローゼ気味に仕事をしておりました。こういった業務形態のため、まともな休みが日曜日しかなく、友人と呑みにも行けないという状態が続きました。仕事量も多い上、退職者も続き、従業員も足りていなかったため、一人あたりの負荷が限界を超えていました。空いている人にどんどん仕事を回すスタイルだったため、まだ若かった私は、自分じゃなくてもいい仕事に嫌気がさしてしまい、これから10年~20年と長く続けるのは難しいと考え、あえなく退職する事に致しました。

今では仕事上パソコンでデザインをする機会が減りましたが、元々イラストを書くことが好きだった為、家に戻ると友人の結婚式のウェルカムボードを作成しプレゼントしたり、息子のTシャツやスマホケースなどのデザインを印刷業者に入稿し、息子に着させるなどして、趣味の範囲でデザインを楽しんでいます。便利な世の中になり、インターネットにて手軽に印刷注文が出来ますし、子供用のブランド品を買いより断然安いです。

再就職に際しては、デザインの仕事はやりがいもあり、仕事内容は好きだったので、また同じような事になりかねないため、別業種での就職を視野に入れ、本格的に仕事を探そうとしたところ、東港金属を紹介して頂き、面接をして頂けることになりました。そして...まさに面接の時にあの出来事が起こりました。今でも忘れません。3.11 東日本大震災が発生したのです。次回へ続きます。

ご存知のように、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法の第3条に定められています(排出事業者責任)

また、廃棄物の処理は他人に委託することができますが、その場合も自治体から許可をした収集業者に運搬を、処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。そして、委託してもその産業廃棄物の処理責任は排出者です。今号では、環境省と産業廃棄物処理事業振興財団(産廃情報ネット)が編集している排出者向けの「廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト」を下記にご紹介いたします。ご利用ください。

1. 自ら運搬・自社処分は適切ですか?
 - 自ら運搬する車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることを表示し、定められた書面を携帯している。
 - 自社処分について、帳簿管理を適切に行っている。
2. 処理業者の選択は適切ですか?
 - 許可証(コピー)によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
 - 収集運搬業者は、排出場所と処分先の両方の都道府県知事(政令市長)の許可を取得している。
 - 委託前に処理施設を現地確認し、管理状況等が適切であることを確認している。
 - 処理料金は適切である(地域の一般的な料金と比べて極端に安過ぎることはない)。
 - 処理委託後にも処理業者の処理施設を定期または必要に応じて訪問し、適切に処理されていることを確認している。
3. 委託契約は適切ですか?
 - 収集運搬業者・処分業者のそれぞれと契約している。
 - 委託契約書にはそれぞれ処理業者の許可証のコピーが添付されている。
 - 記載事項は全て正確に記入されている(契約目、契約期間、廃棄物種類・数量、金額、中間処理の場合処理後の処分先等)。
 - 委託契約書は契約期間終了後5年保存している。
4. マニフェストの管理は適切ですか?

〈紙マニフェストの場合〉

 - 産業廃棄物を搬出するごとに、自ら交付している。
 - 記載事項は全て正確に記入している(日付、受付者名、廃棄物の種類・量等)。
 - 処理業者からは、B票、D票、E票が期限内に戻っている。
 - 排出事業場にはA票、B票、D票、E票が全てそろっている。
 - マニフェスト(保存期間は5年間)の保存方法が社内で決まっている。
 - 毎年6月末までにマニフェスト受付等状況報告を都道府県知事(政令市長)に提出している。

〈電子マニフェストの場合〉

 - 産業廃棄物の引き渡し後、3日以内に登録している。
 - 運搬および処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している。

〈共通〉

 - マニフェストが返送されたら、処分先等が契約書通りとなっているか確認している。
5. 特別管理産業廃棄物の保管・委託は適切ですか?
 - 他の廃棄物と混ざらないように仕切りなどを設けている。
 - 腐酸、廃アルカリの場合、容器に入れて密封するなど、周囲の腐食を防止する対策を取っている。
 - 管理責任者を設置し、都道府県知事(政令市長)に報告している。
 - 帳簿管理を適切に行っている。
 - 処理業者に廃棄物の内容を書面で十分に説明している。

ご参照: チェックリストをプリントする場合は、産廃情報ネット資料「産業廃棄物を排出する事業者の方に」パンフレット10ページの「チェックリスト」をご利用ください。
http://www.sanpainet.or.jp/service/service07_7.html